

地方債協議等に係る早期協議等について

1. 早期協議等の趣旨等

- (1) 平成18年度より導入された地方債協議制度においては、民間等資金債の上半期発行等のために早期同意等が必要なものについては、早期協議等・同意等を行うものとしている。
- (2) 平成26年度における早期協議等の対象は、平成26年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等額が確定するまでの間において発行を予定している民間等資金債である。

2. 早期協議等の対象となる事業

早期協議等において対象となる事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定である。

3. 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成26年度において最初に発行を予定している民間等資金債(平成26年度分の同意等を要するものに限る。)の条件決定予定日の3週間前までに協議等を行うものとし、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

早期協議等総括表(7月分)

	団体名	決算提出 済：確定値 未：前年度 数値	実質赤字 (百万円)	実質公債費比率				資金不足比率	同意/ 許可	事業	起債協議額 (百万円)
				2010	2011	2012	平均				
	福井県	未	0	17.7%	18.9%	16.1%	17.5%	-	同意	公共事業等	5,000.0
	神戸市	未	0	11.5%	11.9%	9.5%	10.9%	鉄道 43.2%	許可	交通事業	3,785.0
計											8,785.0

【参考】

○ 地方財政法（抄）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2～11 （略）

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一～六 （略）

2 （略）

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 地方公営企業法第 2 条第 1 項 に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第 2 項又は第 3 項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法 の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 （略）

4～6 （略）

7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方財政法施行令（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議は、第 1 号に掲げる地方公共団体にあつて

は総務大臣に、第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)(以下この項及び第7条において「都道府県等」という。)又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 (略)

2 法第5条の3第1項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分(以下「事業区分」という。)ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 (略)

4 総務大臣は、法第5条の3第1項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

(地方債の許可手続)

第21条 法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第1項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第26条 法第5条の4第3項第1号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第15条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額が同項第3号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

2 法第5条の4第3項第1号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う法適用企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に10分の1を乗じて得た額とし、公営競技を行う法適用企業にあつては零とする。

○ 平成 26 年度地方債同意等基準（抄）

第二 協議団体に係る同意基準

三 簡易協議手続に関する事項

2 早期協議

民間等資金債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

○ 平成 26 年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、平成 26 年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること。

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等の財源（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

二 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成 26 年度において最初に発行を予定している民間等資金債（平成 26 年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の 3 週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

三 留意事項

地方債の発行に関し、地財法第 5 条の 3 の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第 5 条の 4 に基づく許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する実質赤字額、実質公債費比率（前 3 年度の決算額により算出）、資金不足等については、決算未提出期間においては、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。